

家族や施設の職員、
会社の人など、
あなたのことを
守ってくれるはずの人が、
ひどいことをしてきたら、
それは虐待かもしれません。

虐待されていますか？
見たことありませんか？



あなたのことを
虐待から守るための
決まり(法律)もあります。
その法律を、
障害者虐待防止法といます。



「いやだな」「やめてほしいな」と
思うことをされたら
「やめて」と言っているのです。



わかりやすい版

虐待されたら
“やめて”と言おう

障害者虐待防止法はあなたを守ります

(法律の正式な名前は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます)

これは、虐待です。



どなられる、
悪口や
ひどいことを
言われる

心理的虐待

【このほかにも】

他の人の前でばかにされる
仲間はずれにされる
「おやつ抜き」などの罰がある
など



自分のお金を
とられる、
渡してもらえない

経済的虐待

【このほかにも】

給料から知らないお金が引かれている
自分の携帯電話を他人が使っている
自分の通帳を見せてもらえない
など



おしりや
むねを
さわられる

性的虐待

【このほかにも】

体をさわられる
裸の写真やアダルトビデオなどを見せられる
無理やりキスやセックスをさせられる
など



裸の写真
をとられる

性的虐待

とても熱いものを
食べさせられる、
飲まされる



身体的虐待



たたかれる、
なぐられる、
けられる

身体的虐待

部屋から
出してもらえない



身体的虐待

【このほかにも】
手や足をしばられる
苦しい姿勢をさせられる
タバコの火などを押しつけられる
など



お風呂に
入らせて
もらえない

ネグレクト

【このほかにも】
手伝ってほしいのに無視される
トイレに行かせてもらえない
病気になるのに病院に連れていってもらえない
など

ごはんを
食べさせて
もらえない



ネグレクト

「ネグレクト」とは、ほったらかしにされる という意味です。

虐待をされたら、どうする?

1. 「いやだ」「やめて」と言う

虐待をされたら、
まずは「いやだ」「やめて」と
言ってください。
がまんしなくていいのです。



あなた以外の人が
虐待されていたら、
すぐに役所が身近な人に
言います。

2. 役所に連絡する

役所には誰かといっしょに行ったり、
代わりに連絡してもらってもかまいません。
どうしたらいいかわからないときは、
身近な人に相談しましょう。

ここに連絡してください
あなたが連絡したことは秘密にされます。



電話やメール、
ファクス、手紙で
連絡することも
できます。

3. 連絡した後はどうなる?

誰がどのような虐待をしたのか、
役所の職員が確認します。
虐待した人や
虐待が起きた施設・会社などは
注意されます。



虐待をした人が
警察に
逮捕されることも
あります。

調査結果

1. 養護者による障害者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報対応件数 (表 1)

平成 27 年度、全国の 1,741 市区町村及び 47 都道府県で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、4,450 件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が 4,353 件、都道府県が受け付けた件数が 97 件であった。

表 1 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報対応件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	356	東京都	291	滋賀県	109	香川県	35
青森県	45	神奈川県	182	京都府	43	愛媛県	56
岩手県	23	新潟県	83	大阪府	865	高知県	34
宮城県	70	富山県	29	兵庫県	197	福岡県	164
秋田県	17	石川県	43	奈良県	29	佐賀県	27
山形県	26	福井県	25	和歌山県	18	長崎県	33
福島県	36	山梨県	34	鳥取県	20	熊本県	53
茨城県	50	長野県	56	島根県	32	大分県	44
栃木県	24	岐阜県	34	岡山県	64	宮崎県	47
群馬県	57	静岡県	79	広島県	104	鹿児島県	37
埼玉県	186	愛知県	250	山口県	54	沖縄県	82
千葉県	197	三重県	74	徳島県	36	合計	4,450

(2) 相談・通報・届出者 (表 2-1、表 2-2)

「警察」が 21.7%と最も高く、次いで「本人による届出」が 21.3%、「施設・事業所の職員」が 17.6%であった。

※1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数 4,450 件に対する割合を記載している。

※今年度調査から「施設・事業所の職員」と「相談支援専門員」の選択肢を分けたため、「警察」の割合が最も多くなっている。

表 2-1 相談・通報・届出者 (複数回答)

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員	虐待者自身	警察	当該市区町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計
件数	948	279	140	30	210	43	654	784	32	965	353	132	18	178	40	4,806
構成割合	21.3%	6.3%	3.1%	0.7%	4.7%	1.0%	14.7%	17.6%	0.7%	21.7%	7.9%	3.0%	0.4%	4.0%	0.8%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数4,450件に対するもの

表 2-2 本人による届出の内訳

	主たる障害が身体障害の者	主たる障害が知的障害の者	主たる障害が精神障害の者	主たる障害が発達障害の者	主たる障害が難病の者	主たる障害がその他の者	主たる障害は不明の者	合計
件数	183	241	478	16	3	4	23	948
構成割合	19.3%	25.4%	50.4%	1.7%	0.3%	0.4%	2.4%	100.0%

(注)構成割合は、本人による届出件数948件に対するもの

基幹相談支援センターにしむろ（相談支援専門員3人、事務職員1人）

地域生活支援事業

①基幹相談支援センター等機能強化事業

②地域移行のための安心生活支援事業

田辺市、白浜町、上富田町、みなべ町、すさみ町の1市4町から委託を受けています。対象エリアは「西牟婁圏域」です。

主として、①相談支援事業者のバックアップ、人材育成、地域のネットワーク作り等を担っています。②精神科病院や入所施設からスムーズに地域で生活できるように、親元を離れて地域で一人暮らしができるように等の支援を行います。緊急時の対応だけでなく、市町村を通じて事前利用登録をして、体験利用を重ねることで、親亡き後の1人暮らしにむけた取り組み等もできます。

また地域の自立支援協議会の運営と事務局を担っています。

「地域生活支援拠点の充実」の達成のために市町村とともに協議をすすめていきます。

《事業説明》

●基幹相談支援センター等機能強化事業

ア 目的

市町村等における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする。

イ 事業内容

（ア）基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置。

（イ）基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組

- ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言
- ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）
- ・ 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）
- ・ 学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言
- ・ 地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証

（ウ）基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組

- ・ 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- ・ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

●地域移行のための安心生活支援事業

ア 目的

障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援することを目的とする。

イ 実施主体

市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合

ウ 事業内容

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、以下の地域生活への移行や定着のための支援体制を整備する。

(ア) 居室確保事業（緊急一時的な宿泊・体験的宿泊）

緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保する。

(イ) コーディネート事業

地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置する。

●自立支援協議会

西牟婁圏域の行政、教育、医療、福祉等の関係者らが集い、地域の障害者が住み慣れた地域で当たり前のように生活ができるようにネットワークの構築や資源開発等を推し進めていく場です。

●地域生活支援拠点の充実

障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していく。

- (1) 障害種別に応じて複数の拠点を設置し、相互に連携する。
- (2) 介護保険法に基づく地域包括支援センターと一体的に総合的な相談窓口を設置する。

5 権利の擁護のために必要な援助の例

障害者等に対する介護者等からの虐待を発見した場合は、迅速に保護のための措置を行うよう努めること。また、成年後見制度の利用が必要と認められる場合は、関係機関と連携の上、成年後見制度を利用することができるよう必要な支援を行うこと。

なお、2親等以内の親族の存在が明らかであっても、当該親族による支援が見込まれない場合は、市町村長が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の1の2に基づき、民法第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第15条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことができるので、成年後見制度を利用できないことがないように、その活用に努めること。

また、精神科病院を訪問し、入院患者の退院に向けた意思決定支援や退院請求などの権利行使の援助を行うよう努めること。

●住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

ア 目的

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する。

イ 事業内容

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者等について、主に次の支援を行う。

（ア）入居支援

不動産業者に対する物件斡旋依頼、及び家主等との入居契約手続き支援を行う。また、地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援を行う。

（イ）居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整

利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。

ウ 対象者

障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。

ただし、現に障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設若しくは療養介護事業所に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）に入院している精神障害者に係る者は除く。

●田辺市発達相談支援事業 ～はなまる相談～

発達に遅れのある児童や障害児（者）及びその家族等に対し、臨床心理士等が必要に応じ、ア：発達相談 イ：日常の生活や学校、職場地域で生活するための助言 ウ：個別支援計画への助言 エ：ソーシャルスキルトレーニング オ：保育所、学校関係機関への訪問、連携支援を実施する事業

田辺市障害児・者相談支援センターゆめふる（相談支援専門員4人、事務職員1人）

地域生活支援事業

①市町村が必須事業で実施する「障害者相談支援事業」を受託運営しています。

②住宅入居等支援事業（居住サポート事業）を実施。

障害種別を問わない相談のワンストップ窓口として、平成20年4月より圏域内の社会福祉法人「和歌山県福祉事業団」「やおき福祉会」「ふたば福祉会」「田辺市社会福祉協議会」の4法人に事業委託しています。

田辺市からの委託事業なので、対象エリアは「田辺市内」です。

田辺市発達相談支援事業と地域移行のための安心生活支援事業（※事業は圏域実施）に関する事務を担っています。

田辺市内の障害者・その家族や関係者らの困りごとの相談、権利擁護の支援等を行います。また支援活動からあがってきた地域課題を自立支援協議会に提言していきます。

《事業説明》

●障害者相談支援事業

1 概要

市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。

2 実施主体

市町村

3 事業の具体的内容

- (1) 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- (2) 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- (3) 社会生活力を高めるための支援
- (4) ピアカウンセリング
- (5) 権利の擁護のために必要な援助
- (6) 専門機関の紹介等

4 相談支援体制の例

相談支援体制については、市町村が設置する協議会を中核としつつ、地域の実情に応じ、適切な形で整備を進めることが適当である。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを市町村において設置することが望ましい。